

忍野村から転出される方へ

- 本日は転出届お疲れ様でした。新しい住所にお住まいになりましたら、14日以内に転入の手続きをしてください。
- 《転入届に必要なもの》
- ・転出証明書
 - ・届出人の印鑑
- 《その他》
- ・転出証明書に記載してある新住所が変更になった場合でも、交付した転出証明書を提出して転入の手続きを行ってください。
 - ・海外から日本に戻られた場合、パスポートと戸籍の附票を持参して住所地で転入の手続きを行ってください。

◎忍野村から転出される方は、下記の事項をご確認ください。

	忍野村での手続き	お問合せ先	新住所地での手続き
印鑑登録証をお持ちの方へ	転出届をもって自動的に忍野村の登録がなくなります。印鑑登録証をお返してください。	住民課 84-7796	新たに登録の手続きが必要です。転入地でご確認の上、登録してください。
国民健康保険に加入されている方	転出手続きの際、国民健康保険証をお返してください。(国民健康保険税については、税務課でご確認ください。)		転入手続きの際、加入の手続きをしてください。
後期高齢医療を受給されている方	転出の手続きの際、後期高齢医療受給者証をお返してください。		健康保険証を持参の上、新住所地で加入の手続きをしてください。
児童手当を受けている方	転出予定日の属する月まで忍野村でお支払します。※次期支払まで口座の解約はしないようご注意ください。		児童手当用の転出案内を確認の上、転入時に手続きをしてください。
マイナンバーカードをお持ちの方へ	こちらでの手続きは特にありません。		住所の書き換え等の手続きをしてください。詳しくは新住所地でお尋ねください。
防災無線個別受信機	防災無線個別受信機をお返してください。なお、ファナック社宅については返却不要です。取り付けた状態にしておいてください。その他不明な点はお問合せください。	総務課 84-7791	
上下水道について	水道を止める手続きをしてください。	環境水道課 84-7781	転入手続きの際、加入の手続きをしてください。
税に関すること	住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税に関することは税務課にお問合せください。また、軽自動車を所有されている場合は、手続きがあります。	税務課 84-7797	
介護保険証 〔要介護認定を受けていない方〕	介護保険証をお返してください。(転出届出時に住民課窓口でお返しいただいて構いません。) 介護保険料については、福祉保健課にてご確認ください。	福祉保健課 84-7795	介護保険証を受領してください。
介護保険証 〔要介護認定を受けている方〕	介護保険証をお返してください。		忍野村から「受給資格証明書」をお渡しますので転入時必ずその証明書を持参し、手続きをしてください。
身体障害者手帳等をお持ちの方	福祉保健課で手続きをしてください。		新住所地でお尋ねください。
重度心身障害者医療費助成に該当する方	福祉保健課で手続きをしてください。		新住所地でお尋ねください。
こども医療費受給者証 予防接種・健診等について	転出手続きの際、受給者証をお返してください。 忍野村発行の予診票・問診票は使用できなくなります。		母子健康手帳を持ち、新住所地でお尋ねください。
妊娠されている方	忍野村で発行した妊婦一般健康診査受診票等は使用できなくなります。		使用していない受診票・母子健康手帳を持参し、新住所地で手続きをしてください。
児童扶養手当 ひとり親家庭医療費	子育て支援課で手続きをしてください。	子育て支援課 25-7656	新住所地でお尋ねください。
保育所退所の手続き	子育て支援課で手続きをしてください。 通う保育所が変わらなくても手続きが必要です。		新住所地でお尋ねください。
幼稚園退園の手続き	通われていた幼稚園および子育て支援課で手続きをしてください。 通う幼稚園が変わらなくても手続きが必要です。		新住所地でお尋ねください。
小学校・中学校 転校の手続き	転出証明書をお持ちになって、教育委員会で手続きをしてください。	教育委員会 84-2042	新住所地でお尋ねください。
村民証明書をお持ちの方	村民証明書をお返してください。	企画課 84-7738	
新ぐるりん・循環バス乗車証明書をお持ちの方	新ぐるりん・循環バス乗車証明書をお返してください。		